



上原棚原土地区画整理事業地区内 住所変更に伴う各種手続き等について

平成28年11月5日(土)から新しい住所へ変わります。

お手元に「住所変更通知書」は届いていますでしょうか？

(※住民登録のある方及び事業所等)

届いていないようでしたら下記までお問い合わせください。

この度、上原棚原土地区画整理事業の換地処分に伴い、当事業施行地区内は字上原及び字棚原の一部が上原一丁目・上原二丁目・棚原一丁目となり、新しく住所が変わります。



変更前 西原町**字上原**○○○番地の○○
西原町**字棚原**○○○番地の○○ から

変更後 西原町**上原1丁目**○○番地の○○
西原町**上原2丁目**○○番地の○○
西原町**棚原1丁目**○○番地の○○ になります！

「字」の文字が無くなります！！

地区内にお住まいの皆様（※住民登録のある方）及び事業所等におかれましては、「住所変更通知書」に記載されている新しい住所（所在地）へ変わります。

そこで、この「住所変更に伴う各種手続き等について」では新住所への変更に伴い必要となる手続きについて主なものをご案内いたします。

※なお、各手続きは、**平成28年11月5日**の住所変更実施日以降に行ってください。

※住所変更に伴う郵便番号の変更や行政区界の変更はありません。



通知用はがき

今お読みのリーフレットと一緒に投函しております通知用はがきは、ご親戚やご友人、取引先等に新住所へ変更したことをお知らせする無料はがきです。1世帯あたり30枚、事業所へは50枚配布しております。旧住所で配達される期限は特にありませんが、こちらのはがきを利用してお早めのご連絡をお願いします。

なお、不要となったはがきについての回収場所は下記のとおりとなっております。

○都市整備課 ○上原コミュニティーセンター ○棚原公民館
(944-4027 ※平日13~17時) (946-4766 ※平日13~17時)

お問い合わせ
西原町役場 建設部 都市整備課 換地係
〒903-0220
中頭郡西原町字与那城140番地の1
電話:098-945-5041 FAX:098-945-4580



住所変更手続きについて

(1) 町が職権で変更するもの（役場が新しい住所へ変更します。）

<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳（住民票） ・印鑑登録原票（印鑑証明） ・戸籍簿 ・戸籍の附票 ・電子証明書（公的個人認証）の住所変更 ・国民年金被保険者の住所変更 ・年金受給者の住所変更 	担当課：町民課
・選挙人名簿	担当課：選挙管理委員会
・畜犬台帳（飼い犬の登録台帳）	担当課：生活環境安全課
・上下水道利用者の住所変更	担当課：上下水道課
・母子父子家庭医療費受給者証	担当課：こども福祉課 住所変更後の受給者証を送付します。
<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当名簿 ・特別児童扶養手当名簿 	担当課：こども福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 ・国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証 ・国民健康保険特定疾病療養受療証 ・国民健康保険限度額適用認定証 ・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 	担当課：健康推進課 住所変更後順次、新しい保険証等を送付します。新しい保険証等が届くまでは、お持ちのものをお使いください。
<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証（保険証） ・後期高齢者医療特定疾病療養受療証 ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 	
・こども医療助成金受給資格者証	
・介護保険被保険者証	担当課：介護支援課 住所変更後順次、新しい保険証を送付します。新しい保険証が届くまでは、お持ちのものをお使いください。

(2) 法務局が職権で変更するもの（地区内の土地・建物について）

<ul style="list-style-type: none"> ・土地登記簿 ・建物登記簿 	那覇地方法務局が表題部を書き換えます。 ※所有者などの住所は本人の申請があるまで変わりません。
--	--

(3) ご本人の手続きが必要なもの

（こういうことは） 事項	（いつまでに） 手続きの期間	（なにをもって） 必要書類	（どこへ） 手続先
顔写真付住民基本台帳カード	変更後すみやかに	<ul style="list-style-type: none"> ・顔写真付住民基本台帳カード ・印鑑 	西原町役場 町民課 Tel:098-945-5012
マイナンバーカード		<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・印鑑 	
通知カード		<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・本人確認書類(運転免許証等) ・印鑑 	

(こういうことは) 事 項	(いつまでに) 手続きの期間	(なにをもって) 必要書類	(どこへ) 手続先
「戸籍簿」のうち職権で書き換えできないもの	変更前	申出書等(事前に役場から通知します。)	西原町役場 町民課 Tel:098-945-5012
児童扶養手当証書	新しい手当証書が準備でき次第、担当から通知をしますの で、通知がきましたらご来庁の程よろしく お願いします。	・ 本人確認書類 ・ 印鑑(認印)	西原町役場 こども福祉課 Tel:098-945-5311
特別児童扶養手当証書			
身体障害者手帳	変更後お早めに	・ 手帳 ・ 印鑑(認印)	
療育手帳			
精神障害者保健福祉手帳			
重度心身障害者医療費受給者資格証	変更後お早めに	・ 受給者証 ・ 印鑑(認印)	西原町役場 介護支援課 Tel:098-945-5013
障害福祉サービス受給者証			
自立支援医療受給者証			
障害児福祉手当	変更後お早めに	・ 住所変更届(窓口備付) ・ 印鑑(認印) ・ 住民票謄本(一般)	
特別障害者手当			
自動車運転免許証の住所変更 及び本籍変更	変更後すみやかに ※更新時でも可能では ありますが、運転免許証 は身分証明として使われ ることが多いため、お早 めに変更されることをお すすめします。	・ 運転免許証 ・ 通知書又は住所変更証明書 ※本籍が変わった方は、 本籍 変更証明書 が必要です。 ※手続きは、同世帯の方が代理 でも可能ですが、その際は 住 民票謄本 が必要です。	・ 浦添警察署 Tel:098-875-0110 ・ 県内全警察署 ・ 沖縄県警察運転免許 センター Tel:098-851-1000
自動車検査証の住所欄の変更 (普通自動車及び小型二輪自動車 (251cc以上))	なるべくお早めに	・ 住所変更証明書(コピー可) ・ 車検証 ・ 印鑑(認印) ※検査証記入申請書用紙は有料 です。(20円)	沖縄総合事務局 陸運事務所 Tel:050-5540-2091
自動車検査証の住所欄の変更 (軽自動車)	なるべくお早めに	・ 住所変更証明書(コピー可) ・ 車検証 ・ 印鑑(認印) ※検査証記入申請書用紙は有料 です。(35円)	軽自動車検査協会 沖縄事務所 Tel:050-3816-3126
厚生年金、共済組合被保険者の 住所変更	変更後すみやかに	勤務先及び各共済組合へお問い合わせ下さい。	

(こういうことは) 事項	(いつまでに) 手続きの期間	(なにをもって) 必要書類	(どこへ) 手続き先
土地・建物など不動産の所有者の住所変更登記	期限はありませんが、売買や相続、担保設定等のときには必要となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・登記申請書 ・住所変更証明書 ・印鑑(認印) ・委任状(委任する場合) 	那覇地方法務局 Tel:098-854-7952 地区外の不動産は所在地を管轄する支所
会社、法人の本店、支店の所在地及び代表者等の住所の変更登記	本店 変更後から 2週間以内 支店 変更後から 3週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・登記申請書 ・住所変更証明書 ・印鑑(代表者印) ・委任状(委任する場合) 	那覇地方法務局 Tel:098-854-7130
<p>その他の手続き ○ 沖縄ガス、NTT（固定電話）、沖縄電力、郵便局へ皆様が行う手続きはありません。</p> <p>○ 携帯電話、金融機関、保険、勤務先、学校（町立以外）その他個人的なもので、住所変更を必要とするものについては、お手数ですが皆様で手続きされるようお願いいたします。</p> <p>○ 各種免許、許可、認可等の住所変更については、法令により定められた手続きを行ってください。</p>			

※住所変更手続きの注意点

- ① 各種住所変更の手続きは、**平成28年11月5日以降**お願い致します。
- ② 身分証明証として多く利用されるもの(自動車運転免許証等)については、お早めに住所変更されることをおすすめします。また、住所変更の手続きは、住所変更を終えた身分証明証で行える場合もありますので、お早めに住所変更されることをおすすめします。
- ③ 土地・建物の登記簿は換地処分に伴う表題部書換えの為、約3ヶ月間閉鎖されます。そのため、土地・建物など不動産所有者の住所変更登記は、登記閉鎖解除後をお願い致します。
- ④ 土地・建物など不動産所有者の住所変更登記又は会社、法人の本店、支店の所在地及び代表者等の住所の変更登記は、「住所変更証明書」の添付で登録免許税は非課税です。登記申請書は法務局のホームページからダウンロードできます。なお、登記申請を司法書士等に依頼する場合は別途手数料が掛かります。



住所変更証明書について

各種住所変更の手続きには、「住所変更証明書」が必要となりますが、先日送付しました「住所変更通知書」も住所変更の手続きに使用できます（世帯主のみ）。

「住所変更証明書」は、住所変更実施日（平成28年11月5日）以降に世帯主及び満16歳以上の世帯員に**お一人3枚ずつ**、事業所等へは**10枚**送付いたします。住所変更手続きにご利用ください。

配布枚数以上必要とされる方は、お手数ですが、実施日以降に都市整備課へ申請してください。無料で発行します。

※申請の際には、本人確認ができるもの（運転免許証、保険証など）をご持参ください。また、代理の方（同じ世帯以外の方）が申請される場合には委任状が必要です。

※ご不明な点は、表紙のお問い合わせ先もしくは各手続き先へご連絡下さい。